

## 令和6年度 包括外部監査の結果の概要

### 1 監査テーマ

委託に関する財務事務の執行について

### 2 テーマの選定理由

行政運営の効率化を進める方法の一つとして外部委託の導入があり、横浜市も外部委託を行っている。横浜市は政令市の中でも規模が大きいため、その委託にも相当なボリュームがある。

普通会計でみると、令和4年度決算での委託料総額は1,857億円で、10年前の平成24年度決算と比較すると、920億円ほど増加し約2倍になっており（平成24年度決算での委託料は937億円）、委託は大きく拡大している。

委託に関する財務事務については、市が実施する必要性がある事業なのか、事業内容の見直しは必要ないか、相手先の選定に際しては入札制度を導入するなど競争性・透明性が十分に確保されているか、随意契約の場合は随意契約を採用することに合理性が認められるのかなど、様々な論点が考えられる。また、委託料の積算過程は明確となっているか、委託先は事業開始前に想定していた成果を達成しているか、発注者である市は委託先の事業内容や成果を十分にモニタリングしているのかなどの論点も考えられる。

これまでの包括外部監査では、ある特定の事業を特定の事件（監査テーマ）として選定した際に、その事業で行われている委託に関する財務事務については検証しているが、委託に関する財務事務に限定し、市全体で組織横断的に直接監査する試みはなされていない。このことから、包括外部監査で組織横断的に監査を実施することによって、制度の運営状況に問題はないか、制度そのものに見直すべき点がないなどを検証する意義は高いと考える。

以上のとおり、金額が増加傾向にあるなどその重要性が増していること、様々な論点が考えられること、組織横断的な検証がこれまでなされていないことなどから、市の委託に関する財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する必要があると認められたため、委託に関する財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件（監査テーマ）として選定した。

### 3 監査の結果

監査の結果、財務事務の執行及び事業の管理にいくつかの課題が見受けられた。その内容を指摘（措置が必要と認められる事項）24件及び意見（改善を要望する事項）118件に取りまとめた（詳細は別添「令和6年度 包括外部監査報告書」のとおり）。

#### (1) 監査対象区局

脱炭素・GREEN×EXPO推進局、総務局、デジタル統括本部、国際局、市民局、にぎわいスポーツ文化局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、資源循環局、都市整備局、港北区、栄区及び財政局

#### (2) 監査対象期間

原則として令和5年度。必要に応じて令和4年度以前及び令和6年度の執行分を含む。

### (3) 主な指摘及び意見

1	契約代金の支払遅延と請求書受理日の記録の必要性と市の管理体制の不備について	経済局新産業創造課	指摘7、8
現状	本委託事業に関する請求書日付が、令和6年4月15日であることに対し、その請求に対する支払日が、令和6年5月29日である。 契約代金の支払に関して、委託契約約款や政府契約の支払遅延防止等に関する法律では「請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。」とされているが、請求書が市に到着し受理をした日が明らかではなく、30日以内に支払われたかどうか確認できない状況である。 これについて市からは、令和7年1月29日に受理日が確認できる資料が監査人に提出された。		
指摘の要旨	「請求を受けたとき」の時点に関しては、受理日の解釈をめぐるトラブルを回避するべく、受理した請求書に受理日付印を押なつすなど請求書受理後の経過を明瞭にしておくことが肝要である。 なお、資料提出の機会が十分あったにもかかわらず、適切なタイミングで監査人に提出されなかつたことは、市が業務の状況を十分に把握していなかったと考えられ、管理体制に問題がある。		

2	積算根拠が不明確な予定価格について	総務局行政マネジメント課、こども青少年局こども家庭課、健康福祉局高齢健康福祉課、栄区区政推進課	意見12、82、86、115
現状	業務ごとの内訳は「○○業務一式」いくらのような記載になっており、費目別の内訳があって、それを積算しているわけではない。単価や工数等の積算根拠が不明確であり、予定価格の妥当性が確認できない。		
意見の要旨	業務にかかるコストという観点からは、人件費や経費、又は備品費や交通費などが内容であろうと想像できるが、それらがどれくらい発生するかの見積りは業務内容と密接に関係するはずであり、費目ごとの積算は必要である。契約金額については詳細な説明ができる状態でなければならない。本委託事業全体でどのような費用が発生するかを考慮して契約金額の基になる予定価格を決定する必要がある。		

3	業務内容が不明確な再委託について	都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所、都市整備局市街地整備調整課、港北区総務課	意見97、98、111
現状	「下請負人選定通知書」を作成し、市に通知しているが、具体的な再委託業務の内容及び範囲が不明確である。		
意見の要旨	再委託を実施する場合には、市の説明責任を果たす観点からも、再委託する業務内容が契約の履行の全部又は主たる部分で無いことを明確にする必要があり、具体的な業務内容について明文をもって詳細に記載するよう受託者に指導することが望まれる。 また、再委託する業務内容が契約の履行の全部又は主たる部分で無いことを確認する方法としては工数や作業時間、再委託金額など定量的で客観的に分かる方法で把握することを検討し、再委託の妥当性の検討の経過とその結果を第三者が見ても容易に理解できるよう記録として残すことが望まれる。		